

- 地域の子育て支援の拠点として、関係機関との連携や相談機能など地域のコーディネートやソーシャルワークの機能を強化していくべきである。
- 国、都道府県等は、上記の認定こども園の取組を支援するため、認定こども園を実際に運営していく上で有効な工夫（保護者との関係、行事の時期、職員配置、職員の処遇、勤務体系、研修、長期休暇、子育て支援活動など）について、好事例やモデル事例を収集し、事業者や行政関係者のための実践事例集等を作成し、分かりやすいPR資料を作成したり、幅広く情報提供を行うなど、より積極的に運営上の必要な支援を行うべきである。
- 幼稚園教諭と保育士の資格については、これを一元化すべきとの意見もあったが、若手の職員についてはほとんどが両資格を併有している実態も踏まえ、質の確保を前提に、当面は養成課程や試験の弾力化をさらに図っていくべきである。

(3) 保育制度改革に係る検討との関係

- 社会保障審議会少子化対策特別部会は、「社会保障審議会・少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）」をとりまとめた。今後、保育制度改革の具体的制度設計を進めていく中で、認定こども園（主として幼保連携型及び保育所型の保育所機能部分）との関係についても以下のような論点についての整理を行う必要がある。
 - ア 保育の必要性の判断等に関して、「保育に欠ける要件」を見直すとともに、市町村が保育の必要性・量、優先的利用確保の要否を認定する仕組みや施設の応諾義務（正当な理由がなく拒んではならない）、優先受入義務（母子家庭、虐待等の優先受入決定）が提案されている。とりわけ待機児童の多い地域では、保育所の優先的利用確保が認められた児童が実際に利用できるようにすることなどが課題になってくるが、認定こども園が利用児童を決定する際に、こうした優先的利用確保が認められた児童を優先的に利用決定すること等について検討していく必要があるのではないか。
 - イ 費用設定に関しては、市町村が保育の費用の支払い義務を負い、保育の利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本とし

つつ、安定的運営に配慮するとされている。これを踏まえ、認定こども園における費用設定等についても検討していく必要があるのではないか。

ウ 保育の提供の仕組みに関して、市町村が、利用者と保育所に対し、例外ない質の確保された公的保育の保障などの公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結び、より向き合う関係となることが提案されている。現行の認定こども園では、利用者と施設との相互の契約により保育料等が決定される手続きとなっているが、公的保育契約との関係を整理する必要があるのではないか。

エ 参入の仕組みに関して、質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとし、このため、客観的基準(最低基準)による指定制を基本としつつ、検討することとされている。認定こども園における保育所機能についても同様の参入の仕組みとなれば、認定こども園における客観的基準(最低基準)の在り方などを検討していく必要があるのではないか。

(4) 就学前教育・保育をめぐる今後の課題

- 生涯にわたる人格形成・学習の基礎を培うものである小学校就学前の教育・保育については、子どもの最善の利益の立場に立ち、質の高い内容を保障することが最も重要であり、地域の実情に応じて必要な教育・保育・子育て支援が総合的に提供されるよう、教育・保育・子育て支援の「機能」の総合的な提供の在り方について考えていくことが適切ではないかと考えられる。
- すなわち、地域の実情に応じて、必要な教育・保育・子育て支援の「機能」が総合的に提供されるのであれば、必ずしも一つの「施設」に収斂させる必要はないと考えられる。
- その際、地域において、必要な「機能」が適切に提供されるよう、地方公共団体(都道府県・市町村)がコーディネートの役割を果たすとともに、必要な環境の整備に努めていくべきである。

- 将来的な小学校就学前教育・保育に関する制度の在り方については、上記の観点とともに、新しい幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく取組や認定こども園における教育・保育の総合的な提供の取組を積み重ね、その取組状況等を検証した上で、検討すべきである。まずは、新たな財政支援制度の構築をはじめとする今回の見直しが実効性あるものとなるよう検証していく必要がある。なお、保育制度改革の具体的な制度設計が大きな影響を与えることになると考えられ、その方向性を踏まえた検討が必要である。
- 幼稚園と保育所を担当する行政部局の在り方については、いわゆる「こども庁」のような組織に一元化すべきとの意見もあるが、一元化については、国と地方公共団体との関係や整合性に留意する必要があるほか、義務教育との接続など教育行政としての一貫性の確保やその他の行政分野（児童健全育成、母子保健、障害児福祉、労働等）との連携などにも留意する必要がある。なお、現在でも文部科学省・厚生労働省に「幼保連携推進室」を設置して窓口等の一本化を図っているところであるが、その機能強化を図るとともに、内閣府が少子化対策全般に関する総合調整機能を一層発揮していくべきである。

5. 今後のスケジュール

- 二重行政の解消や財政支援等にかかる改善事項について、確実に進めていくため、今後、見直しの進捗状況等をフォローアップしていくことが必要である。
- また、保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を進めていくべきである。
- 認定こども園制度に関する法律の附則においては、施行後5年（平成23年10月）を経過した場合に施行状況を勘案し、必要があるときは法律の規定について検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて、必要な見直しを実施すべきである。

認定こども園への新たな財政措置

20年度1次補正予算：約21億円（文科省・厚労省合計）

20年度2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数（文科省・厚労省合計）

国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る

（注）私立認定こども園への措置。公立認定こども園については、別途地方財政措置。

1. 国の財政支援

（1）認定こども園施設整備費補助

幼保連携型、幼稚園型、保育所型への移行を促進するために必要な施設整備費を支援

（2）認定こども園事業費補助

幼稚園型、保育所型の認可外部分（保育所機能、幼稚園機能）への事業費を支援

2. 地方財政措置

・1(1)(2)の地方負担について、地方財政措置

・地方裁量型について、地方公共団体が支援した場合に地方財政措置

20.4.1件数 229件
〔類型〕

幼保連携型
(104件)

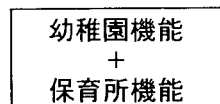
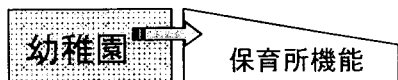
幼稚園型
(76件)

保育所型
(35件)

地方裁量型
(14件)

認定こども園の類型と従来の財政措置

地域のニーズに応じた選択



新たな財政支援

← 1次補正 + 2次補正（施設整備費）

← 2次補正（都道府県における「安心こども基金」の造成の一環として施設整備費・事業費を支援、事業期間：H20～22年度）

← 地方財政措置で対応

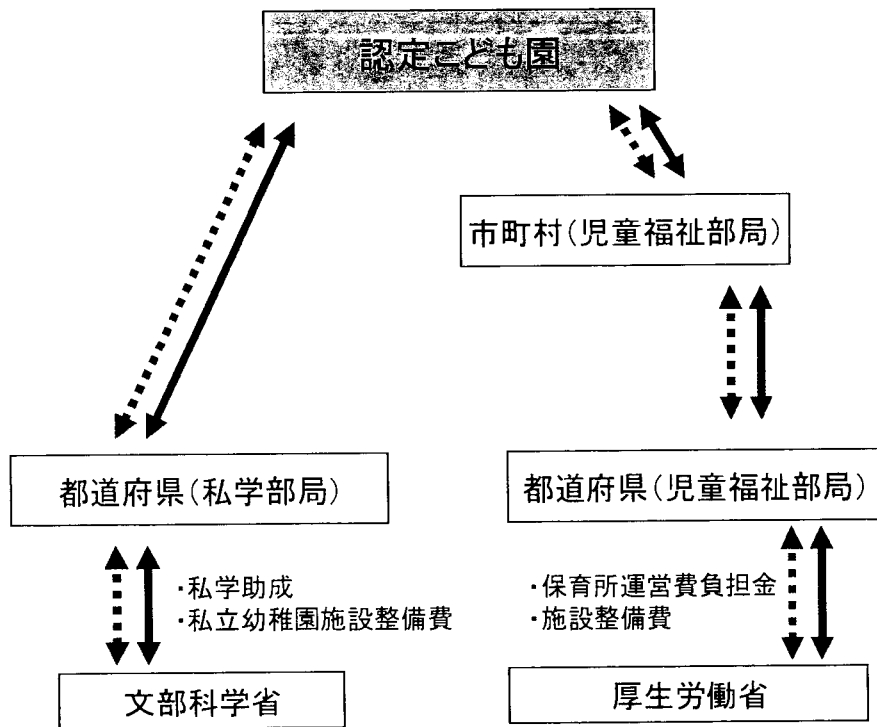
「こども交付金」について

「こども交付金」: 認定こども園に対する新たな財政措置と、従来の財政措置の総称

新たな財政措置

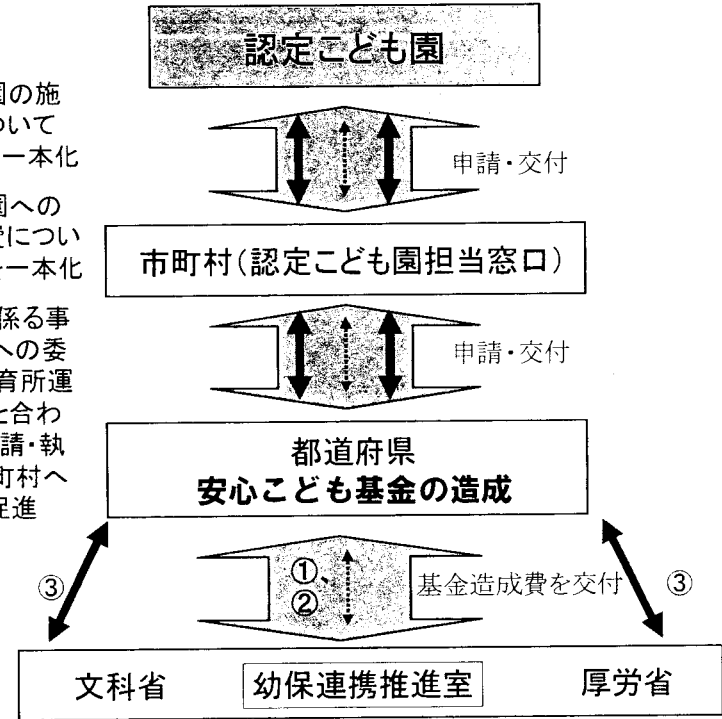
- 都道府県に安心こども基金を造成し、以下の事業を新たに実施
 - ① 認定こども園の整備に必要な施設整備費を支援
 - ② 幼稚園型、保育所型の保育所機能、幼稚園機能への事業費を支援
- 基金による新たな財政措置については、補助制度(補助要綱、申請・交付・報告手続き、スケジュール)を一本化
- 従来の財政措置(私学助成、保育所運営費負担金)についても、都道府県、市町村への要請により、申請・執行手続きの一本化を促進する。(私学助成関係事務を特例条例により市町村へ委任)

13



《改善点》

- ① 認定こども園の施設整備費について幼保を超えて一本化
- ② 認定こども園への新たな事業費について補助制度を一本化
- ③ 私学助成に係る事務の市町村への委任により、保育所運営費負担金と合わせて窓口・申請・執行手続きの市町村への一本化を促進



これまでの財政措置の流れ



財政措置の新たな流れ

別添 3

これまでの二重行政に関する指摘事項とその措置・検討状況

指摘事項	対応方針（現在の措置・検討状況）	実施時期
1. 補助手続き等		
(1) 幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援	①平成20年度第1次補正・第2次補正予算等による、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を実施。 ②幼保連携型の保育所定員と単価の適用区分の見直し。 ③負担金と補助金間の年度内資金貸借の弾力化。	①平成20年度より実施 ②平成21年度より実施 ③平成21年度より実施
(2) 「こども交付金」の制度化（補助手続きの一本化）	①認定こども園に対する新たな財政支援に関する補助要綱、申請・交付手続きについて、一本化。 ②幼稚園・保育所に対する従来の財政措置（保育所運営費負担金、幼稚園への私学助成）についても、申請・支給手続きが一本化されるよう地方公共団体に要請。	①平成20年度より実施 ②平成21年度より実施
(3) 財産処分手続きの簡素化	○国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用（財産処分）手続きの簡素化。（事前承認→事後報告）	措置済み（平成20年7月通知）

2 事務処理		
(1) 会計処理の簡素化	<p>①学校法人が保育所を運営又は社会福祉法人が幼稚園を運営する場合においても、それぞれの法人会計基準に基づく会計処理で対応を可能とすべく検討。(現在は学校法人会計基準、社会福社会計基準の双方での会計処理が必要。)</p> <p>②その際、保育所会計と幼稚園会計における食材費等の費用の按分は、一括按分することも可能であることを明確化</p> <p>※なお、幼稚園・保育所を設置している法人が異なる場合は、それぞれの基準に基づいて会計処理を行うことが必要。</p>	<p>①平成21年度中に結論</p> <p>②平成21年度中に実施</p>
(2) 監査事務の簡素化	<p>①一定の条件を満たした場合の監査の簡素化について具体的検討の実施。</p> <p>②監査事務に関するガイドラインの作成。</p>	①②平成21年度中に実施
(3) 認定申請手続きの簡素化	<p>①地方公共団体向けに、認定申請手続等に関する事務マニュアルを作成・配布。</p> <p>②認定を希望する施設が申請手続きを容易に分かるように、各都道府県の申請手続きの流れをとりまとめ、HPに掲載。</p>	①②平成20年度中に実施
(4) 幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録等の書類の整理	○認定こども園としての一つの様式例を作成・通知	措置済み(平成21年1月通知)

3 職員の資格・待遇		
(1) 幼稚園教諭と保育士の資格の取得 弾力化	<p>①保育士資格所有者が幼稚園教員免許を取得することを一層促進するため、幼稚園教員資格認定試験の一次試験について運用を改善。</p> <p>②幼稚園教員免許所有者が、大学、短期大学等の卒業後であっても、通信教育や科目等履修生などの形で必要な単位を追加履修することにより保育士資格を取得する仕組みや、保育士試験を受験する際の科目免除の拡大など、幼稚園教員免許所有者の保育士資格取得を一層促進するための方策を実施。</p>	<p>①平成21年度から実施</p> <p>②可能な限り早期に実施</p>
(2) 幼稚園教諭・保育士の合同研修の 推進・連携強化	<p>①幼稚園教諭・保育士の合同研修の促進。</p> <p>②幼稚園教諭・保育士の連携体制構築等に関する事例集を作成</p>	<p>①平成20年度中に地方公共団体へ要請</p> <p>②平成21年度中に実施</p>
4 行政の連携		
(1) 行政窓口一本化の推進	<p>①文部科学省・厚生労働省に幼保連携推進室を設置。</p> <p>②地方公共団体における窓口一本化の促進。</p>	<p>①措置済み(平成18年7月設置)</p> <p>②平成20年度中に地方公共団体へ再度要請</p>
(2) 国・都道府県・市町村間の連携	○積極的な情報提供などに取り組む。	平成20年度中に地方公共団体へ要請

5 基準・制度の見直し等		
(1) 認定こども園に係る基準の見直し	○保育所が幼保連携型認定こども園になる場合の幼稚園の設置基準について、保育所の要件より厳しくなっている園舎の構造に関する基準について必要な見直しを行う。(幼稚園設置基準の改正)	平成21年度中に改正
(2) 認定こども園を構成する認可外保育施設在籍児童に対する災害共済給付の適用	○認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対しても災害共済給付を適用する方向で検討。	平成20年度中に検討・結論。他の制度改善・制度改革とあわせて改正
(3) 制度上弾力化された事項、運用上可能な事項に関わる周知	○Q&Aのきめ細かな追加・改定により地方公共団体、施設へ周知。	随時実施
(4) 公立保育所に係る給食の外部搬入	○現在特区として実施しているところであり、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策について検討。	平成21年度に特区の手続の中で評価